

篠栗町の職員給与・定員管理などを公表します

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

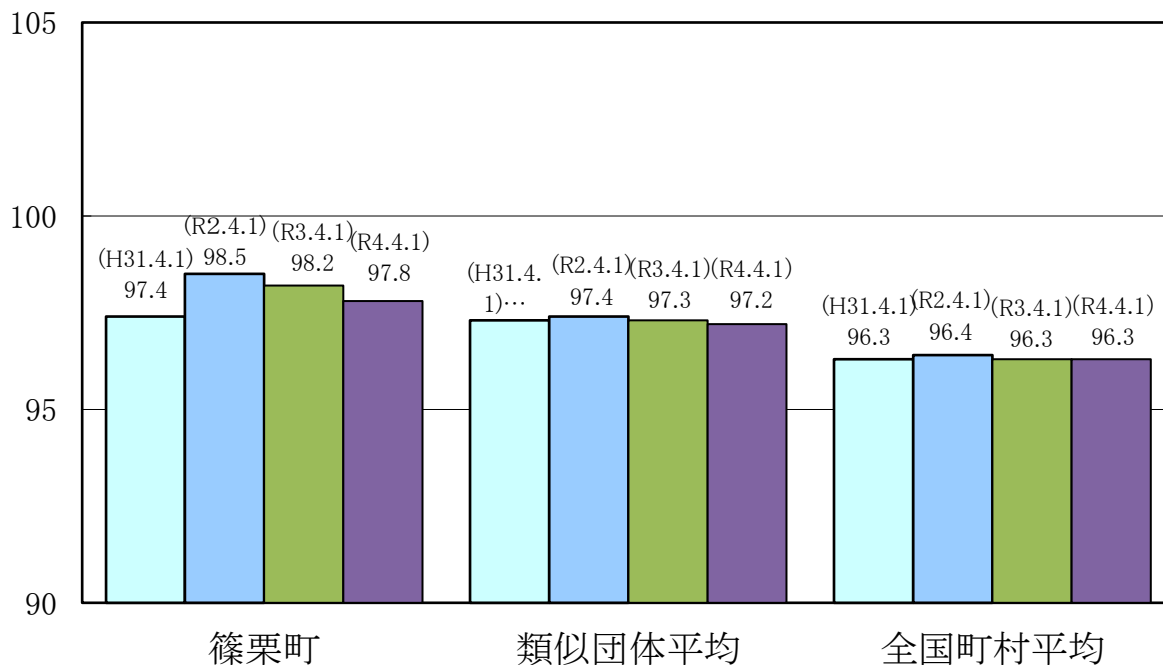
区分	住民基本台帳人口 (令和4年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 3年度の人件費率
4年度	人 30,966	千円 12,061,133	千円 531,929	千円 1,419,803	% 11.8%	% 12.6

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
4年度	人 150	千円 513,905	千円 117,827	千円 209,658	千円 841,390	千円 5,609	千円 -

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数については、4年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

※4年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

--

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
4年度	— 円	— 円	— 円	— %	なし	なし

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレズ比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の改定率
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
4年度	— 月	— 月	— 月	— 月	4.35月	4.40月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期)平成27年4月1日
 (内容)一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.8%引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。
 他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合)国基準3%に対し、篠栗町においては6%を支給。

(実施時期)平成27年4月1日から実施。段階的に支給割合を上げることとし、平成31年4月1日時点は6%を支給。

(参考)

	平成26年度 の支給割合	平成27年度の 支給割合		平成28年度 の支給割合	平成29年度 の支給割合	平成30年度 の支給割合	平成31年度 の支給割合	令和2年度 の支給割合	令和3年度 の支給割合	令和4年度 の支給割合
		4月1日 時点	遡及改定後							
国基準による支給割合	0%	1%	2%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%
篠栗町の支給割合	0%	4%		5%	6%	6%	6%	6%	6%	6%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給などの状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(5年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
篠栗町	40.5 歳	295,000 円	401,621 円	343,606 円
福岡県	— 歳	— 円	— 円	— 円
国	— 歳	— 円	— 円	— 円
類似団体	— 歳	— 円	— 円	— 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、5年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したもので、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況（5年4月1日現在）

区 分		篠栗町	福岡県	国
一般行政職	大 学 卒	185,200 円	— 円	— 円
	高 校 卒	158,900 円	— 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（4年4月1日現在）

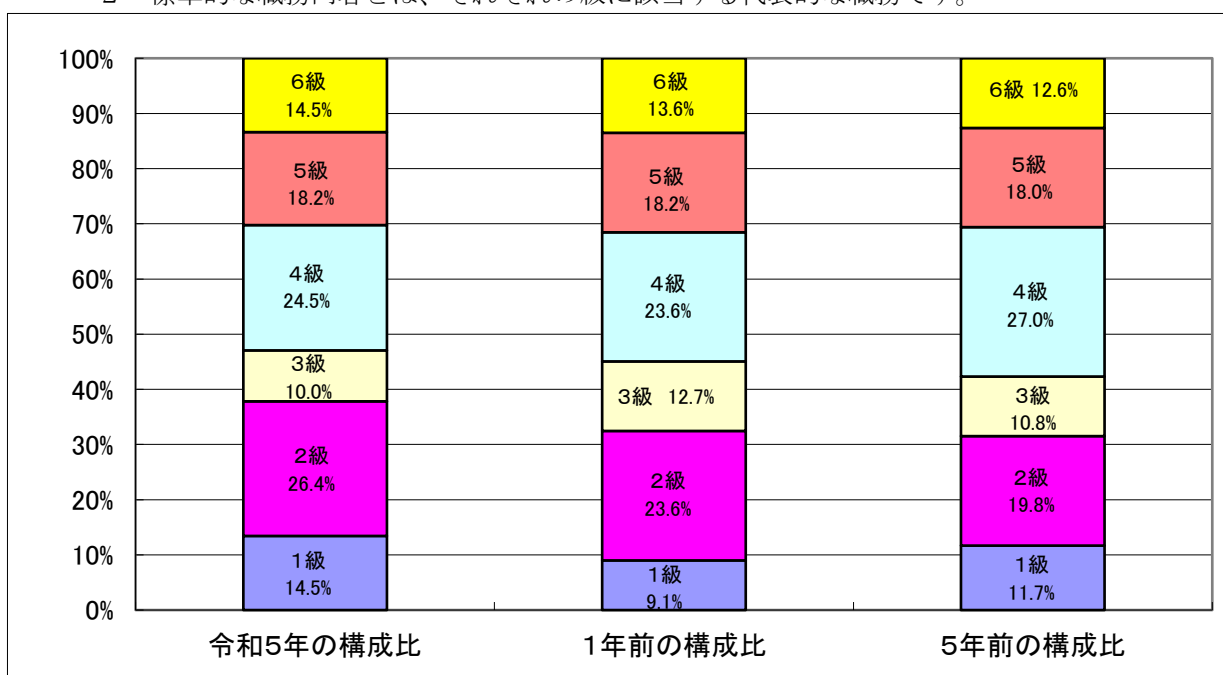
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	255,000 円	346,700 円	377,500 円	399,500 円
	高 校 卒	226,100 円	316,400 円	352,600 円	371,200 円

3 一般行政職の級別職員数などの状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（5年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6 級	課長、園長、館長又は議会事務局長の職務	16 人	14.5%	319,200 円	410,200 円
5 級	参事、課長補佐、副館長又は次長の職務	20 人	18.2%	290,700 円	393,000 円
4 級	参事補佐、係長又は主任主査の職務	27 人	24.5%	266,000 円	387,300 円
3 級	主査の職務	11 人	10.0%	234,400 円	350,000 円
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事の職務	29 人	26.4%	198,500 円	304,200 円
1 級	主事の職務	16 人	14.5%	150,100 円	247,600 円

- (注) 1 篠栗町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

令和4年4月2日から令和5年4月1日までの運用	篠栗町		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用			○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位に区分も適用				
標準の区分のみ適用	○	○		
ロ 人事評価を実施していない				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

篠栗町		福岡県		国	
1人当たり平均支給額(4年度) 1,388 千円		—		—	
(4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 (1.35)月分	勤勉手当 2.00 月分 (0.95)月分	(4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 (1.35)月分	勤勉手当 2.00 月分 (0.95)月分	(4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 (1.35)月分	勤勉手当 2.00 月分 (0.95)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級などによる加算措置 ・役職加算 5～15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級などによる加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級などによる加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況 (一般行政職)

令和4年度中における運用	篠栗町		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用			○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位に区分も適用				
標準の区分のみ適用	○	○		
ロ 人事評価を実施していない				

(2) 退職手当 (4年4月1日現在)

篠栗町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.670 月分	24.587 月分	勤続20年	19.670 月分	24.587 月分
勤続25年	28.040 月分	33.271 月分	勤続25年	28.040 月分	33.271 月分
勤続35年	39.758 月分	47.709 月分	勤続35年	39.758 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	
1人当たり平均支給額	3,267 千円	20,362 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、4年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当 (5年4月1日現在)

支給実績(4年度決算)		28,272 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(4年度決算)		228,000 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
6級地	6 %	124 人	3 %

(4) 特殊勤務手当 (4年4月1日現在)

制度なし(19年度から全部廃止)

(5) 時間外勤務手当

支給実績(4年度決算)	31,678 千円
職員1人当たり平均支給年額(4年度決算)	473 千円
支給実績(3年度決算)	19,344 千円
職員1人当たり平均支給年額(3年度決算)	248 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であって、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当 (5年4月1日現在)

手当名	内容および支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(4年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(4年度決算)
扶養手当	配偶者6,500円、子10,000円 扶養親族(父母、兄弟、孫)1人につき6,500円 特定期間加算(16歳~22歳)1人につき5,000円	同	なし	12,488 千円	290,400 円
住居手当	借家居住者には28,000円を限度額として支給	同	なし	11,367 千円	31,200 円
通勤手当	交通機関など利用者は55,000円を限度として、運賃など相当額を支給 自動車など利用者は通勤距離(片道2km以上)に応じて、最高31,600円	同	なし	5,465 千円	79,200 円
管理職手当	課長13%、参事11%、課長補佐10%	異	管理職の範囲および率の相違	20,201 千円	531,600 円
休日勤務手当	100分の135	同		時間外勤務手当に含む	

5 特別職の報酬などの状況（5年4月1日現在）

区 分		給 料	月	額	な	ど
給 料	町 長	834,000	円	(参考)類似団体における最高/最低額		
		(-)	円	920,000	円/	592,000 円
	副 町 長	674,000	円	760,000	円/	532,000 円
		(-)	円	705,000	円/	481,000 円
	教 育 長	628,000	円			
		(-)	円			
報 酬	議 長	379,000	円	499,000	円/	252,000 円
		(-)	円	430,000	円/	202,000 円
	副 議 長	310,000	円			
		(-)	円	400,000	円/	174,000 円
	議 員	289,000	円			
		(-)	円			
期 末 手 当	町 長	(4年度支給割合)				
	副 町 長	3.35	月分			
	教 育 長					
	議 長	(4年度支給割合)				
退 職 手 当	副 議 長	3.25	月分			
	議 員					
	備 考					
退 職 手 当	町 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)		
		給料月額×510/100×勤続年数	17,013,600 円	その任期ごとに支給する		
	副 町 長	給料月額×300/100×勤続年数	8,088,000 円	その任期ごとに支給する		
		給料月額×252/100×勤続年数	6,330,240 円	その任期ごとに支給する		
備 考						

(注) 1 給料および報酬の()内は、減額措置を行う前の金額です。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額および支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

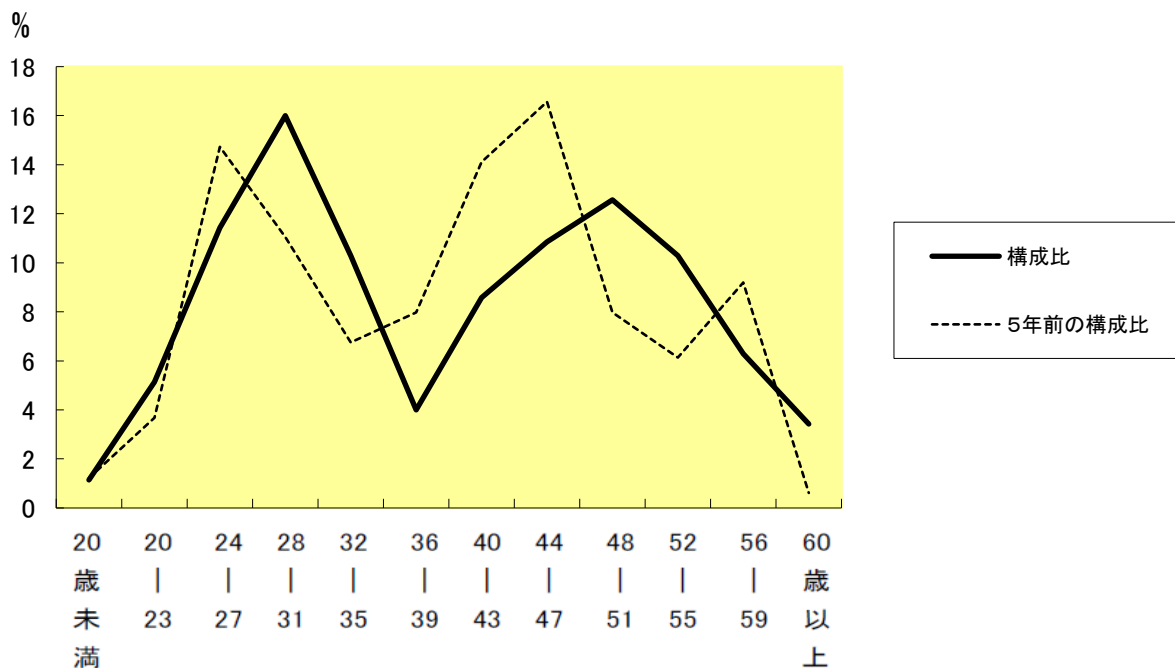
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		令和4年	令和5年			
普通会計部門	一般行政部門	議 会	3	3	0	人事異動によるもの 人事異動によるもの 人事異動によるもの 人事異動によるもの 人事異動によるもの 人事異動によるもの 人事異動によるもの
		総 務	42	47	5	
		税 務	17	18	1	
		労 働	0	0	0	
		農林水産	6	6	0	
		商 工	2	5	3	
		土 木	8	9	1	
		民 生	21	22	1	
	衛 生	20	20	0		
		計	119	130	11	<参考> 37.92 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 - 人)
	教育部門	26	25	-1		
	消防部門	0	0	0		
	小 計	145	155	10	<参考> 46.2 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 - 人)	
公営企業等	会計部門	水 道	5	5	0	人事異動によるもの
		下水道	3	3	0	
		その他	13	12	-1	
	小 計	21	20	-1		
合 計		166 [166]	175 [180]	9 [14]	<参考> 人口1万人当たり職員数 52.58 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。
2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況 (5年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	2人	9人	20人	28人	18人	7人	15人	19人	22人	18人	11人	6人	175人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

区 分 部 門	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	112	113	113	115	119	130	18 (116.1%)
教 育	30	28	26	26	26	25	-5 (83.3%)
消 防	0	0	0	0	0	0	0 (—)
普 通 会 計 計	142	141	139	141	145	155	13 (109.2%)
公 営 企 業 会 計 計	20	22	20	20	21	20	0 (100.0%)
総 合 計	162	163	159	161	166	175	13 (108.0%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益または実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 3年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
4年度	1,282,902	131,546	47,783	3.72%	3.50

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
4年度	9	30,795	4,874	12,114	47,783	5,309

(参考)市町村平均 一人当たり給与費
千円 —

(注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。

2 職員数については、4年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額および平均年齢の状況（4年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
篠 栗 町	43.3 歳	308,324 円	465,620 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当などを含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

上下水道事業		篠栗町(一般行政職)	
1人当たり平均支給額(4年度)		1人当たり平均支給額(4年度)	
1,346 千円		1,388 千円	
(4年度支給割合)		(4年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.40 月分	2.00 月分	2.40 月分	2.00 月分
(1.35)月分	(0.95)月分	(1.35)月分	(0.95)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級などによる加算措置 ・役職加算 5～15%		職制上の段階、職務の級などによる加算措置 ・役職加算 5～15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（4年4月1日現在）

上下水道事業			一般行政職		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.670 月分	24.587 月分			
勤続25年	28.040 月分	33.271 月分			
勤続35年	39.758 月分	47.709 月分		同 左	
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分			
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)				
1人当たり平均支給額	該当者なし	該当者なし	1人当たり平均支給額	3,267 千円	20,362 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、4年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当

(5年4月1日現在)

支給実績(4年度決算)			1,943 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(4年度決算)			215,889 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
6級地	6 %	9 人	6 %

エ 特殊勤務手当

制度なし

オ 時間外勤務手当

支給実績(4年度決算)	426 千円
職員1人当たり平均支給年額(4年度決算)	47 千円
支給実績(3年度決算)	469 千円
職員1人当たり平均支給年額(3年度決算)	52 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（4年4月1日現在）

手当名	内容および支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(4年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(4年度決算)
扶養手当	配偶者6,500円、子10,000円 扶養親族(父母、兄弟、孫)1人につき6,500円 特定期間加算(16歳~22歳)1人につき5,000円	同	なし	558 千円	558,000 円
住居手当	借家居住者には28,000円を限度額として支給	同	なし	476 千円	238,000 円
通勤手当	交通機関など利用者は55,000円を限度として、運賃など相当額を支給 自動車など利用者は通勤距離(片道2km以上)に応じて、最高31,600円	同	なし	324 千円	64,800 円
管理職手当	課長13%、参事11%、課長補佐10%	同	なし	1,086 千円	543,000 円
休日勤務手当	100分の135	同	なし	時間外勤務手当に含む	